

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年6月27日 和歌山地方法務局新宮支局 登記官 東智明

記

意見又は資料の提出先

〒640-8552

和歌山市二番丁3番地 和歌山地方合同庁舎3階

和歌山地方法務局 登記部門 地図整備・筆界特定室

電話番号 073-422-5165

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
1704-2025-0001	新宮市三輪崎二丁目 1 7 3 番	宅地	2 6 ・ 4 4
1704-2025-0002	新宮市三輪崎二丁目 6 0 0 番 4	公衆用道路	1 9
1704-2025-0003	新宮市三輪崎二丁目 6 0 2 番 2	墓地	7 9
1704-2025-0004	新宮市三輪崎二丁目 6 0 2 番 3	畑	3 8 3
1704-2025-0005	新宮市三輪崎二丁目 6 0 2 番 4	宅地	2 7 1 ・ 0 7
1704-2025-0006	新宮市三輪崎二丁目 6 1 4 番	墓地	3 4 3